

○えびな委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和6年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第4号、議案第10号、議案第14号、報告第1号及び報告第3号の以上6件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算及び議案第4号、令和5年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

まず、1ページを御覧ください。

初めに、議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算につきましては、国際交流活動基金積立金など123事業で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ120億6千106万5千円を追加するものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、ページ飛びまして、23ページから32ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、23ページの2款総務費では、1項6目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金積立金で293万7千円、8目の庁舎管理費で3千815万4千円、公共駐車場事業特別会計繰出金で1千20万円、9目の中心市街地活性化推進費で1千500万円、地域公共交通対策費で1千271万4千円、公共交通事業者等緊急支援金で2千165万5千円、14目の財政調整基金積立金で21万9千円、15目の減債基金積立金で3億7千243万9千円、3款民生費では、26ページの2項1目の上から2つ目、女性相談事業費で2万6千円、2目の母子生活支援施設等運営費で49万7千円、4款衛生費では、28ページの3項1目の水道事業会計出資金で3千284万7千円、5項1目の病院事業会計負担金で1億1千648万3千円、8款土木費では、30ページの4項1目の空港管理費で18万3千円、5項1目の駅前広場管理費で226万円、9款消防費では、1項1目の総合防災センター管理費で101万2千円、水道消火栓管理費で827万円、ページ飛んでいただき、32ページの13款職員費では、給料及び諸手当で3億5千667万7千円をそれぞれ追加し、ページ戻っていただき、28ページの4款衛生費のうち、4項1目の下水道事業会計負担金で14万円、5項1目の病院事業会計補助金で1千55万8千円をそれぞれ減額するものでございます。

歳入につきましては、ページ戻っていただき、17ページから22ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、17ページの7款地方交付税で8億8千395万1千円、17ページから19ページの17款国庫支出金のうち、18ページの2項1目3節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1億4千966万円、6節の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で11億9千820万1千円、5目4節の官民連携都市再生推進事業費補助金で750万円、20ページの19款財産収入で21万9千円、20ページから21ページの20款寄附金のうち、1項4目2節の市立旭川病院寄附金で128万5千円、21ページの21款繰入金で19億1千905万1千円、22款繰越金で7億2千407万7千円、24款市債で46億6千586万9千円をそれぞれ追加するものでございます。

ページ戻っていただき、3ページから5ページの第2表、繰越明許費補正では、3ページの2款1項の中心市街地活性化推進費、4ページの4款3項の水道事業会計出資金、8款4項の空港整備費及び9款1項の水道消火栓管理費をそれぞれ繰越明許費として追加するものでございます。5ページから7ページの第3表、債務負担行為補正では、5ページの侵入警戒センサー整備工事費及び7ページの令和6年度分施設維持管理業務等委託料につきまして、債務負担行為を追加するものでございます。8ページの第4表、地方債補正では、水道事業会計出資債を追加し、道路橋りょう整備事業など5件の限度額を変更するものでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。

議案第4号、令和5年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ162万7千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、ページ飛んでいただき、46ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款事業費に公共駐車場運営費で162万7千円を追加するものでございます。この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、4款繰入金で1千20万円を追加し、1款事業収入で857万3千円を減額するものでございます。

ページ戻っていただき、13ページの第2表、債務負担行為では、旭川駅前広場駐車場運営業務委託料につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○浅利行財政改革推進部長 議案第10号、旭川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

本件は、令和6年4月1日付で行う組織改正に伴うものでございます。

内容といたしましては、シティープロモーションの取組を一体的に行うため、現在、観光スポーツ交流部が所掌しております都市間の交流に関する事項を総合政策部へ移管するものであり、これに伴いまして、観光スポーツ交流部の名称を観光スポーツ部に変更するものでございます。また、附則において、スポーツ推進審議会の庶務を所掌する部の名称も併せて改正しようとするものでございます。

なお、条例施行日は令和6年4月1日としております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○松尾消防長 消防本部が本議会に提出しております議案第14号及び報告第1号につきまして、御説明申し上げます。いずれも消防自動車の交通事故に関わるものでございます。

初めに、議案第14号、損害賠償の額を定めることにつきまして、御説明申し上げます。

本件は、昨年11月2日、市内大雪通2丁目の国道上におきまして、消防自動車が2台の車両と接触し、損害を与えたもので、そのうちの軽貨物車に対しまして、その損害賠償の額を210万8千707円と定めようとするものでございます。市の過失割合は100%でございます。

次に、報告第1号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

整理番号1につきましては、議案第14号で御説明いたしました交通事故に関わるもので、もう一方の普通乗用車に対しまして、その損害賠償の額を20万8千967円と定め、1月19日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は100%でございます。

次に、整理番号2につきましては、昨年12月9日、市内緑町25丁目におきまして、救急自動

車が軽乗用車と接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を47万8千632円と定め、1月29日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は100%でございます。

以上、消防本部に関連します項目の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○川邊総務部総務監 報告第3号の専決処分の報告について、御説明申し上げます。

整理番号1及び2は、(仮称)旭川市リサイクルセンター関連工事の変更契約に関するものでございます。令和5年3月24日に議決をいただき、契約を締結したものでございますが、工事を進めていく中で、機械設備の設置において変更要素が生じ、費用が増加したため契約金額を変更したものでございます。

整理番号1、(B)新築工事は、契約金額7億1千719万3千717円を7億1千819万1千174円に、整理番号2、新築機械設備工事は、契約金額2億4千304万6千886円を2億4千340万3千613円に変更するもので、いずれも令和6年1月16日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告いたします。よろしくお願いいたします。

○えびな委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

旭川市地域公共交通網形成計画の見直しについて及び旭川市立地適正化計画の見直しについての以上2件について、理事者から報告願います。

○三宅地域振興部長 初めに、旭川市地域公共交通網形成計画の見直しについて御報告いたします。

本市では、人口減少や少子高齢化が進む中、交通事業者や市民等と連携し、持続可能な公共交通体系の構築と公共交通の利用促進を目的として、平成30年度から10年間を計画期間とした旭川市地域公共交通網形成計画を策定し、期間の中間年に当たる今年度に同計画の見直しを進めているところでございます。

お手元には現段階での計画素案を配付させていただいておりますが、このたびの見直しでは、コロナ禍などによる急激な利用者の減少や、深刻化している乗務員不足など、社会状況の大きな変化や、令和2年に行われました地域公共交通活性化再生法の改正などを踏まえて、計画の進捗や効果の評価を行い、昨年度に実施しました公共交通の利用実態調査のほか、交通事業者や関係機関などとの議論も踏まえた見直しを進め、法改正により計画名称についても変更したところでございます。

それでは、主な変更内容について概要を申し上げます。

資料22ページを御覧ください。第3章の基本方針に係る本計画の目指す姿として、具体的なバス路線をお示ししておりますが、維持しなければならない路線としての明示を改めて、必要に応じて変更を検討しながら効率的な運行を目指すこととしております。また、バス路線の維持が困難となった場合の持続可能な移動手段につきましては、デマンド型交通を含む地域の多様な輸送資源の

活用など、幅広い交通機能を検討することとしております。さらに、24ページでは、近隣市町を結ぶ地域間幹線系統の将来イメージ、これをお示ししておりますが、今年度に策定されました北海道上川地域公共交通計画との整合性を図り、利用実態やニーズを踏まえた最適化を検討し、移動手段の確保に努めることとしております。

続いて、28ページでは、計画の評価指標を掲載しておりますが、関連計画である立地適正化計画との整合を図るため、指標3-1で、居住誘導区域内の公共交通の人口カバー率の維持や、法改正に基づく項目として、指標3-3の公的資金の投入額を新たに追加しております。

また、46ページでは、第5章の目標達成に向けた取組に関わるものとして、事業7-5にJRやバス会社間の連携強化を新たに追加し、交通機能の効率化を企図した方向性を示しているところです。

なお、本計画の改定スケジュールでございますが、今後、この素案について、令和6年2月16日から3月18日まで意見提出手続を実施することとしており、提出いただいた意見等を踏まえ、最終的に旭川市地域公共交通会議において審議を行い、令和6年4月をめどとして決定する予定としております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、旭川市立地適正化計画の見直しについて御報告させていただきます。

立地適正化計画は、人口減少や少子高齢化など、社会経済環境が変化する中、誰もが安心して健康で快適な生活ができるよう、都市機能や居住地などがまとまったコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づく都市づくりを目指すため、平成30年に20年後の令和18年度を目標期間として策定しておりますが、おおむね5年ごとに必要に応じて見直しを行うこととしており、策定から5年を経過した今年度より見直しに向けた取組を進めているところであります。

お手元には、現段階での計画素案を配付させていただいておりますが、見直しに当たりましては、計画の進捗や効果、影響に係る評価、また、社会状況の変化、関連計画の改定等を踏まえた見直しの必要性を判断するとしており、令和2年の都市再生特別措置法改正に伴い、計画に防災指針を定めることが規定されたこと、また、本市ハザードマップの改定のほか、現在、地域公共交通網形成計画の見直しを進めておりまして、計画への追加事項や関連計画との整合を図る必要があることなどを留意しているところであります。その上で、本市の状況と将来動向などを評価するため、人口、土地利用、財政動向等の現状調査を実施するとともに、広報誌やホームページ、また、町内会の回覧などから協力を御依頼し、そして実施した市民アンケート調査からの1千2件のまちづくりに対する市民の御意見、また、都市計画審議会での議論を踏まえ、本計画素案を策定したところでございます。

それでは、主な変更内容について概略を申し上げます。

資料で54ページから55ページにかかっております居住誘導区域等の設定につきましては、ハザードマップの改定に伴い、大雨などによる浸水深、これが3メートル以上となる地域を除外するなど、区域を変更しております。

続いて、資料の59ページからの内容となりますが、居住誘導区域内の都市防災に関する機能の確保を図るため、防災指針を追加しているところであります。

また、72ページでございます計画の実現に向けた指標とその目標値につきまして、指標の一つ

である居住誘導区域内人口の総人口に対する割合については、居住誘導区域の変更に伴い目標値を変更しているほか、公共交通の人口カバー率の維持につきましては、旭川市地域公共交通計画との整合性を図るための目標値として変更しております。さらにまた新たな指標として、防災指針の追加に係り、災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合を追加しているところでございます。

なお、本計画の改定スケジュールでございますが、今後、この素案につきまして、令和6年2月16日から3月18日まで意見提出手続を実施することとしており、提出いただいた意見等を踏まえ、最終的に旭川市都市計画審議会での諮問を経て、令和6年4月をめどに決定する予定としております。

以上となります。よろしくお願いたします。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市強靱化計画の計画期間の延長について、理事者から報告願います。

○河端防災安全部長 それでは、旭川市強靱化計画の計画期間の延長について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、現行計画についてでございますが、本計画は、本市における大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく地域計画となります。計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間として、令和2年7月に策定しております。

次に、計画の概要についてですが、本市の強靱化を推進するため3つの基本目標を定め、第8次旭川市総合計画で目指す都市像の実現に向け、関連施策を推進しているところでございます。また、強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、起きてはならない最悪の事態が発生する要因を想定し、それを回避するために必要な施策の取組や課題の整理を行い、脆弱性の評価を実施し、推進すべき施策プログラムの策定と推進事業の設定を行っております。

次に、経過期間の延長についてですが、本計画につきましては、国や北海道の計画と調和をとることとしております。令和5年7月に国の国土強靱化基本計画が変更され、北海道は、次期強靱化計画の策定を令和6年12月に予定していることから、これらの計画との調和を図るために、現行計画の計画期間を1年延長し、令和6年度末をめどに改定作業を進めようとするものでございます。

次に、改定までのスケジュールについてですが、10月末までに、素案に対する庁内部局や旭川市防災会議の委員からの意見をいただき、改定案を作成します。11月には、改定案を基にパブリックコメントを実施し、市民からの意見をいただいた上で最終案を作成し、令和7年3月の計画改定に向け事務手続を進めてまいります。

以上が、旭川市強靱化計画の計画期間延長についての報告となります。よろしくお願いたします。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時24分